

議案第 7 号

財産の無償貸付(地方卸売市場)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

1 無償貸付する財産

(1) 土地(旧桐生市公設地方卸売市場土地)

所在 みどり市笠懸町阿左美 2761 番 1 ほか 2 筆

地目 宅地

面積 86,194.45 平方メートル

(2) 建物(旧桐生市公設地方卸売市場建物)

所在 みどり市笠懸町阿左美 2761 番地 1

構造 鉄骨造平屋建ほか

面積 18,859.71 平方メートル

2 無償貸付の相手方

みどり市笠懸町阿左美 2761 番地 1

桐生地方卸売市場株式会社

代表取締役 関口 榮三

3 無償貸付の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議 案 説 明

議案第 7 号 財産の無償貸付(地方卸売市場)について

桐生地方卸売市場株式会社へ平成 31 年 3 月 31 日まで無償で貸し付けている旧桐生市公設卸売市場の土地及び建物について、無償貸付期間を 2 年間延長するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項により、議会の議決を求めようとするものです。